

魚津市告示第11号

魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第94号）の一部
を次のように改正する。

令和3年2月15日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1号を次のように改める。

（1）新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属の
コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対
して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。
）である感染症をいう。

第2条第3号中「富山県及び近隣県（新潟県、長野県、石川県、岐阜県、
福井県をいう。）在住者」を「富山県在住者」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。